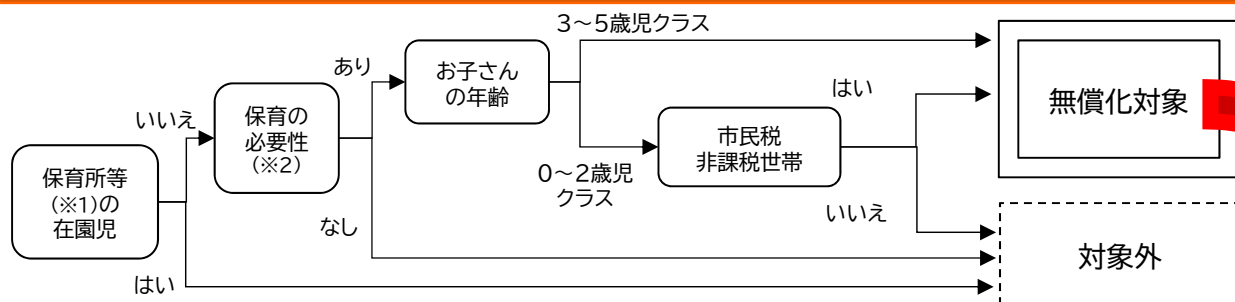


令和元年10月1日～

幼児教育・保育の無償化がスタート！

認可外保育施設・一時保育事業等を利用する方についても無償化の対象となる場合があります

認可外保育施設・一時保育事業等の利用が無償化の対象となる場合



※1 保育所等：認可保育所等、一定基準(平日8時間かつ年間200日)以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園、横浜保育室(0～2歳児クラス)、年度限定保育事業、企業主導型保育事業

※2 保育の必要性：詳細は裏面をご確認ください。

「無償化対象」の方は、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料が月額37,000円まで無償化されます。

- ☑ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで利用料が無償化
- ☑ 一定基準未満の預かり保育を実施している幼稚園等を利用している子どもは、月額11,300円まで利用料が無償化

無償化にあたり必要な手続き

無償化にかかる給付を受けるためには、

保育の必要性の認定が必要です。

※ 詳細は裏面をご覧ください。

認可外保育施設・一時保育事業等とは

- ・届出済認可外保育施設(ベビーシッターを含む)
- ・一時預かり事業
- ・病児、病後児保育事業
- ・横浜子育てサポートシステム(送迎のみの利用は除く)
- ・横浜保育室(3～5歳児クラス)等

横浜市が無償化の対象施設であることの確認を行った施設が対象となります。対象となる施設は横浜市ホームページで公開しています。

※市外の施設を利用している方は、当該市町村にお問い合わせください。

無償化にかかる給付費の請求

「施設等利用費交付申請書兼請求書」に、施設が発行した「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」を添付して、横浜市に郵送してください。

- ☑ 利用料はこれまでどおり、一旦施設にお支払いください。
- ☑ 請求の受付は四半期ごと(※)に行います。
 - ※ 4月～6月の利用：7月に請求／7月～9月の利用：10月に請求／10月～12月の利用：1月に請求／1月～3月の利用：4月に請求
- ☑ 市において請求内容等を審査し、約1～2か月後に無償化にかかる給付金が指定の口座に振り込まれます。
 - ※ 請求書の様式や提出の締切日は、横浜市HPに掲載します。

【お問合せ】無償化専用ダイヤル

☎ 045-840-6064

開設時間：午前8時から午後8時まで(土日・祝日含む)
※12月28日～1月3日を除く

幼児教育・保育の
無償化については



認可外保育施設等を利用されている皆様へ

幼児教育・保育の無償化にあたり必要な認定申請について

認可外保育施設等を利用されている方が**無償化の給付を受けるためには、横浜市から保育の必要性の認定【施設等利用給付認定2・3号】を受ける**必要があります。認定申請に必要な書類一式は、横浜市HPに掲載していますので、該当する方は、必要なものをダウンロードのうえ、必要事項を記入し、お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ提出してください。

- ※ 書類一式はお住まいの区の区役所のこども家庭支援課でも配布いたします。
- ※ 横浜市内に在住の方は、お住まいの市区町村に手続きをご確認ください。
- ※ 教育・保育給付認定をお持ちの方は提出書類が異なることがありますので、事前にお住まいの区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。

認定を受けていない場合、無償化給付の対象とはなりません。ご注意ください。

- ※ 認定の有効期間は申請日（区役所が書類を受理した日）以前に遡ることはできません。無償化給付を受ける場合は利用日前に申請書を提出してください。
- ※ 無償化の給付を受けるためには、利用開始までに申請書類をお住まいの区の区役所こども家庭支援課に提出する必要があります。

【保育の必要性について】（令和2年4月～）

無償化の給付を受けるためには、保護者の方いづれもが、以下のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ※ 例えば、父母世帯の場合は、父母それぞれの証明が必要です。

就業証明書の提出
が必要です！

事由	保護者の状況	給付認定の有効期間
就 労	会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	最長、就学前まで
出 産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前産後各8週間
病気・けが	病気・けがのため保育が困難なとき	最長、就学前まで
障 害	障害のため保育が困難なとき	最長、就学前まで
介護・看護	病人や障害者、要介護者を介護しているとき	最長、就学前まで
災害の復旧	自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
求 職 中	仕事を探しているとき（求職中）	3か月以内
通 学	大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待・DV	虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育 休 継 続	育児休業中に認可外保育施設等の利用を継続するとき	育児休業が終了するまで

- ※ 詳細は、横浜市HP「保育の必要性の認定について (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/hoiku-nintei.html>)」をご参照ください。